議案第43号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月６日提出

鹿屋市長　　中　西　　茂

専決第５号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日

鹿屋市長　　中　西　　茂

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険税条例（平成18年鹿屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「65万円」を「66万円」に改める。

第３条第４項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第30条第１項中「65万円」を「66万円」に改め、「24万円」を「26万円」に改め、同項第２号中「29万５千円」を「30万５千円」に改め、同項第３号中「54万５千円」を「56万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の鹿屋市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分の理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和７年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、専決処分するものである。